

### 第三者評価結果

事業所名：南愛児園

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-① 【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 全体的な計画は、園の保育理念である「一人ひとりを大切に、利用者や地域に信頼される保育所を目指す」に基づいて作成しています。全体的な計画の作成にあたっては、計画の原案を全職員に配付し、職員会議において意見交換をしたうえで、園長及び主任、副主任が取りまとめています。特に、子どもたちの心の育ちを支援することを基本とし、年齢ごとに配慮した保育内容を明記するとともに、地域の保育ニーズや保育環境を集約し、計画に反映しています。また、保育所保育指針や児童福祉法の趣旨や変更事項を踏まえ、適切な保育活動を行うことを明示しています。作成した全体的な計画の内容は、年度末の職員会議で確認し、全職員が共有しています。全体的な計画の実施状況については、園内研修を通じて検証し、次年度の計画に反映しています。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-① 【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室には、床暖房、エアコン、温湿度計、空気清浄機、加湿器などを設置し、子どもが心地よく過ごせるよう保育環境を整備しています。また、直射日光が入るテラスには、オーニング（日よけ、雨除け）を設置するとともに、窓には、防災用のロールカーテンを備え付けています。3～5歳児クラスは、オープンスペースになっており、可動式のロッカーで、保育内容や登園人数に応じてレイアウトを変更できるようにしています。保育活動においては、パーティションや個人用テーブルを使用し、個別に過ごせるスペースを確保するとともに、クラス机の配置を工夫し、座席にゆとりを持てるようにしています。トイレ清掃は時間を決め、手洗い場は使うたびに拭き、掃除をしています。布団は、月に一度、専門業者による殺菌乾燥を行っています。固定遊具は、朝の掃除の際に安全点検を行うとともに、遊具の使用後は、消毒し、破損などがなければ確認しています。</p>	
<p>A-1-(2)-② 【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの育ちや家庭環境については、クラス担任の職員が、入園時の書類や日々の活動から継続的に把握しています。また、職員会議やクラスでの話し合いなどを通じて、職員間で共有しています。引き継ぎノートは、保育室のロッカーの上に常設し、いつでも閲覧できるようにしています。子どもに接するときは、子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように、返事を急かすことなく、子どもの思いに共感しながら話を聞くようにしています。行動と気持ちが一致しない子どもには、気持ちを汲んで代弁し、どうしたいかを聞くようにするとともに、「～したかったんだね」と、子どもの思いを確認するよう努めています。子どもに話しかけるときには、わかりやすい言葉でおだやかに話すこと、声の大きさや口調に留意することを周知しています。職員には、「NG用語集」を配付し周知するとともに、言動において注意が必要な場合は、主任が個別に指導しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③ 【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 基本的な生活習慣については、日々の保育活動を通じて、少しずつ身につくようにしています。特に、自分でやろうとする気持ちを尊重し、子どもの様子を見守りながら、年齢や子ども一人ひとりの発達に合わせて適切に支援しています。また、一日の流れや行動、園での生活習慣を、絵カードやホワイトボードを使用して、わかりやすく伝えるよう工夫しています。手洗いなどの衛生管理については、手洗いの手順を明示したポスターを貼るとともに、紙芝居や絵本などを使用して、わかりやすく説明しています。日常の保育においては、子どもが余裕をもって行動できるよう、子ども一人ひとりの生活リズムに合わせて、活動や休息の時間を設定しています。プールや外遊びにおいては、子どもの体調に留意し、室内遊びに切り替えるなど、適切に対応することを徹底しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④ 【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもが自主的に活動できるよう、子どもの特性や年齢に合わせて、保育環境の設定を工夫しています。2歳児クラスの保育室は、活動するスペースを壁で仕切るとともに、危ない家具は置かない、絵本やおもちゃは低いところに設置するなど、子どもが安心して過ごせるようにしています。また、自分でおむつがはけるように、手作りの低いベンチを置いています。各クラスには、本棚を設置し、年齢に合った興味をもてるような絵本を置いています。3歳児クラスには、字の大きい絵本、4、5歳児クラスには、図鑑や人気のある絵本を取り揃え、季節ごとに入れ替えています。異年齢保育については、2、3歳児を1グループ、4、5歳児を1グループにして行っています。運動会の遊戯やお別れ会の合奏や劇では、子どもたちが協同して活動することを経験しています。また、園庭開放や遊ぼう会、高齢者施設への訪問などを通じて、地域の人たちと交流する機会を設けています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>非該当</p>
<p>&lt;コメント&gt; 0歳児保育を実施していません。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 2歳児クラスでは、毎日連絡帳を通して、家庭での様子や園での活動状況を、保護者と職員間で共有しています。2歳児クラスの個別指導計画については、子ども一人ひとりの育ちに合わせて、生活習慣や言葉での表現、食事などにおける目標を設定しています。月案及び週案における遊びや活動については、設定された目標に基づいて、子どもが興味をもって取り組めるようにしています。手作りのはめ込みパズル、木製のパズルなどを使用した遊びにおいては、自然発生的に小集団ができ、いっしょに遊べるようにしています。日常の保育において取り入れているリトミックでは、リズム遊びでペアを組んだり、集団で同じ活動をしたりしながら、友達とのかかわりを経験しています。また、遊びのコーナーを設置し、子ども一人ひとりが、好きな遊びに集中できるようにしています。子ども同士のトラブルが起きた際には、職員が互いの気持ちを代弁しながら仲立ちし、一人ひとりに寄り添うことを大切にしています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 3歳児クラスでは、鬼ごっこなどのごっこ遊びを通して、友だちといっしょに遊ぶ楽しさを味わう体験をしています。また、同じ活動を繰り返し行うことで、子どもが「やってみよう」という気持ちになるようにしています。4歳児クラスでは、集団遊びを取り入れ、遊びのなかで友だちとのかかわり合う楽しさを感じられるようにしています。5歳児クラスでは、運動会でのマスゲームなど、友だちと協力しながらやり遂げる経験をしています。就学に向けた準備については、幼保小連携活動として、近隣の小学校の見学や給食体験を行っています。また、小学校の教員を招いて、学校生活の話聞く時間を設けています。学習面については、ひらがなや数字を読む練習、図形や線を書く練習を4歳児から少しずつ取り組み、5歳児からは、文字を書く練習をワークブックを使って行い、卒園までに、自分の名前を読み書きできるように指導しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 配慮を要する子どもについては、個別指導計画を毎月作成し、クラス担任を中心に情報共有しながら個別の保育を行っています。また、ケース会議を行い、配慮が必要な子どもへの対応や、安全対策について話し合っています。聴覚に障がいのある子どもが在籍している場合には、職員は、口元が見えるマスクを着用するとともに、簡単な手話を取り入れて会話をするようにしています。また、視覚に障がいのある子どもが在籍している場合には、絵カードや予定カードを使って、一日の流れがわかるようにしています。園の玄関及び保育室の出入り口は、バリアフリーになっており、子どもが安心して生活ができるよう配慮しています。また、年2回行われる横浜市中部療育センターの巡回指導で得られた情報については、保護者に伝えるとともに、個別指導計画に反映しています。職員は、外部研修及び園内研修の受講を通じて、障がいのある子どもの保育に関する知識の習得に努めています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの在園時間や生活リズムに配慮し、保育内容や環境を工夫しています。朝夕の合同保育の時間には、子どもが好きな遊びを選んでグループになり、好きなおもちゃを使って自由に遊べるようにしています。延長保育の時間帯は、職員が3名程度で担当し、子どもの様子に合わせて環境設定をするようにしています。延長保育は、4歳児クラスの保育スペースを使用して行っていますが、パーティションや個別テーブルを設置し、コーナー遊びができるようにしています。延長保育で提供する夕方のおやつについては、家庭の夕食に影響が出ないように、量と時間を調整しています。夕方のおやつでは、パン、おにぎり、お菓子、チャーハンなど、炭水化物を中心に提供しています。子どもの家庭での様子については、送迎時の対話や個人面談を通じて、保護者に確認するとともに保育日誌に記録し、職員間で共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>a</p>
<p>&lt;コメント&gt; 5歳児クラスの年間指導計画については、「就学に向けて期待を膨らませながら自信を持って行動する」を基本とし、就学に向けた計画を策定しています。子どもたちの多くは、地域の6、7校の小学校に入学しますが、各小学校と連携して、適正な手続きを行うことを推進しています。保育所児童保育要録は、クラス担任が作成し、子どもの育ちを伝える資料として、入学先の学校に3月上旬までに送付しています。配慮が必要な子どもに関しては、小学校の選任教諭と連携して、適切な対応を図る体制を整えています。コロナ禍で、小学校教員との合同研修は中断していますが、小学校と連携して、学校生活に関する情報を集約し、就学に向けた準備活動に反映しています。給食では、5歳児クラスの子どもたちは、小学校の給食時間を意識して食事を行うようにしています。また、日常の保育においては、文字や数を使って遊べるようにするとともに、自分の考えを話したり、人の話を聞いたりする時の基本を伝えています。</p>	

A-1-(3) 健康管理	第三者評価結果
【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子どもの健康管理に関しては、「保健年間計画」に基づいて月次目標を設定し、適切に行っています。子ども一人ひとりの健康状態については、「健康観察カード」に記載し、医療機関と連携して適切に対応する体制を整えています。登園時には、子どもの健康状態を確認し、職員間で共有しています。感染症については、「感染症予防、蔓延防止マニュアル」を基に、園全体の対応方法を職員に周知しています。園内での感染症の発症情報は、個人が特定されないように配慮しながら、各クラスのボードに掲示するとともに、保護者にメール配信をしています。また、「職員用伝達ノート」を通じて、職員全員に周知しています。けがや事故に関しては、応急措置を講じるとともに、保護者への連絡を迅速に行うことを徹底しています。また、状況に応じて、園医及び医療機関と連携して対応する体制を整えています。</p>	
【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>健康診断については、内科健診を年2回、身体測定を毎月、歯科健診を年2回、視聴覚検査を年1回実施しています。検診結果は、個別に書面で保護者に通知しています。また、園医に問い合わせをしたうえで、結果を保護者に伝えることもあります。専門医療機関の受診や精密検査が必要な場合は、書面及び連絡帳、保育業務支援システムなどを通じて連絡しています。歯科健診後には、子どもたちが歯科衛生士から指導を受ける機会も設けています。内科健診、歯科健診、身体測定の結果は、児童票及び児童健康票、歯科健診ファイルに記録し、月案を作成する際に確認しています。子どもたちには、絵本や紙芝居などを通じて、健康を維持することの大切さを伝えています。保護者には、健康管理に関する記事をクラス便りや園便りに掲載し、提供しています。</p>	
【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>食物アレルギーのある子どもに対しては、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」「医師指導表」「横浜市生活管理指導表」に基づいて、適切な対応を図っています。入園時には、保護者との個人面談を通じて子どもの状態を確認し、担当職員が「食物アレルギー児一覧表」を作成し、クラスごとにファイルに整理しています。保護者との個人面談では、アレルギー疾患の経緯や症状が出たときの様子、対応方法などを確認しています。毎月、献立表を作成する際には、保護者に除去食材の確認を行っています。保護者には、献立表の内容及び食材をチェックしてもらい、担当職員に返却してもらっています。給食時には、専用の机を使用するとともに、トレイや食器を色分けし、担当職員が側に付いて確認することを徹底しています。担当職員は、アレルギー疾患に関する外部研修を受講し、対応方法を学んでいます。研修受講後は、研修報告書を作成し、職員会議や回覧を通じて全職員が共有しています。</p>	
A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>「食育年間計画」を作成し、子どもの年齢や発達に合わせた食育活動を行っています。特に、子どもたちが日々の食事を楽しむことを大切に、食材に触れる、野菜などを栽培する、食事のマナーを身につけるなど、いろいろな体験をする機会を提供しています。食事においては、子ども一人ひとりに合わせて食べられる量に調整し、完食できた喜びを味わえるようにしています。また、料理の盛り付け方を工夫し、目で見て楽しめるようにするとともに、子どもが食べやすいように、食材の切り方に配慮しています。食事中は、担当職員が子どもの様子を見ながら声かけをし、食べられるものを増やしていけるように介助しています。保護者には、献立表や給食便りを配付するとともに、毎日の献立の写真を、保育業務支援システムのアプリを通じて配信しています。保護者からの要望や質問に対しては、栄養士を中心に対応し、理解を深めています。</p>	
【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>献立や調理については、子どもの発育状況に応じて、安心して食べることができるよう工夫しています。2歳児クラスの子どもたちには、食材の大きさや形状を食べやすくするよう、小さく切ったり刻んだりして提供しています。献立は、季節感を感じられるように、春にはたけのこや菜の花、夏には子どもたちが栽培したトマトやピーマン、なすなどを調理して提供しています。また、行事食として、七草がゆ、鏡開きの揚げ餅、豆まきでは煎餅に鬼のデコレーション、七夕のそうめん、彼岸のおはぎ、クリスマスにはいちごのケーキなどを提供しています。地域食としては、けんちん汁、シューマイなども提供します。栄養士は、給食時間に子どもの様子を見ながら、子どもたちの話を聞いています。また、食育活動の一環として、食材を子どもに見せたり、箸の使い方などを教えたりする時間を設けています。衛生管理については、「衛生管理計画」「衛生管理チェック表」に基づいて、園内の管理を徹底しています。</p>	

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者への連絡方法については、連絡帳、保育業務支援システムの保護者アプリ、書面などを活用し、迅速かつ正確に行うことを徹底しています。2歳児クラスでは、保護者に子どもの睡眠、排泄、食事、健康状態を連絡帳に記入してもらい、担当職員が家庭での様子を確認するとともに、日常の保育の様子や子どもの体調、喫食状態などを、連絡帳や口頭で伝えています。3～5歳児クラスでは、出欠、身体発育、健康観察の状況などを連絡帳に記入し、保護者に報告しています。保護者との連絡用アプリには、日常の子どもたちの様子を撮影した画像や、食事の写真を掲載し、その日の活動内容がわかるようにしています。子どもの発達状況については、保護者との個人面談、保育参加などにおいて話し合う時間を設け、子どもの成長を共有できるよう努めています。その日の子どもの様子については、「引き継ぎノート」を使って職員間で共有し、送迎時に保護者に伝えることができるようにしています。</p>	
A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保護者の就労状況や家庭での事情を把握し、保護者の子育てを支援することができるよう、体制を整えています。仕事の都合で、延長保育などの要請があった場合は、柔軟に対応できるよう職員体制を整備しています。送迎時には、保護者との対話を積極的に行い、保護者から希望があれば、いつでも相談に応じることができるようにしています。保護者から相談の依頼を受けた時は、園長及び主任に報告し、内容に応じて園長及び主任、保育士などの専門職員が連携して対応するようにしています。保護者の相談にあたっては、面談室を使用し、プライバシーに配慮しています。保護者からの相談の内容は、「個人面談報告書」に記録し、クラス会議や職員会議で支援方法などを検討しています。コロナ禍において、保護者とのコミュニケーションをとる場が制限されることから、園では、保育参観や保育参加、試食会などの運営方法を工夫し、開催する方向で検討しています。また、保育業務支援システムの連絡用アプリを活用し、保護者アンケートを実施することを計画しています。</p>	
【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>虐待の早期発見や早期対応については、「虐待早期発見対応マニュアル」を基に園内研修を通じて職員に周知しています。また、虐待防止に関する外部研修を受講し、職員の意識を高めています。登園時には、子ども及び保護者の様子を観察するとともに、日常の保育においては、子どもの表情や体調に留意し、午睡時に衣類を着替える時などに確認しています。虐待の疑いを感じた時は、気づいた点を複数の職員で確認し、園長及び主任に報告することを徹底しています。子どもの虐待に関する情報を得たときには、園長及び主任を中心に、職員会議で状況や問題点を確認し、対応策について話し合っています。また、虐待が発生していると判断した場合の対応については、横浜中央児童相談所や南福祉保健センターなどの関係機関への連絡方法、保護者への対応方法などを、職員に周知しています。</p>	

## A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育内容の評価については、年間指導計画を基に、月案、週案、日案ごとに評価欄を設け、各クラスの保育状況について記入しています。各クラスの課題や改善点については、職員会議において共有し、対策を協議しています。年度末には、「自己評価表」に基づいて各職員の自己評価を行い、課題を抽出しています。園長は、職員の自己評価表にコメントを記入し、自己評価の結果を取りまとめています。職員との個別面談においては、各職員の自己評価における課題や意見を聞き、園全体の保育の質向上につなげることを推進しています。自己評価表については、今年度から、職員の振り返り、項目を見直し、書式の改訂を進めています。特に、職員の自己評価における点数評価が、園全体の自己評価につながる様式に改訂することを検討しています。また、職員の自己評価結果を基に、園全体の自己評価を行い、さらなる保育内容の改善や専門性の向上を図ることを、課題として検討しています。</p>	